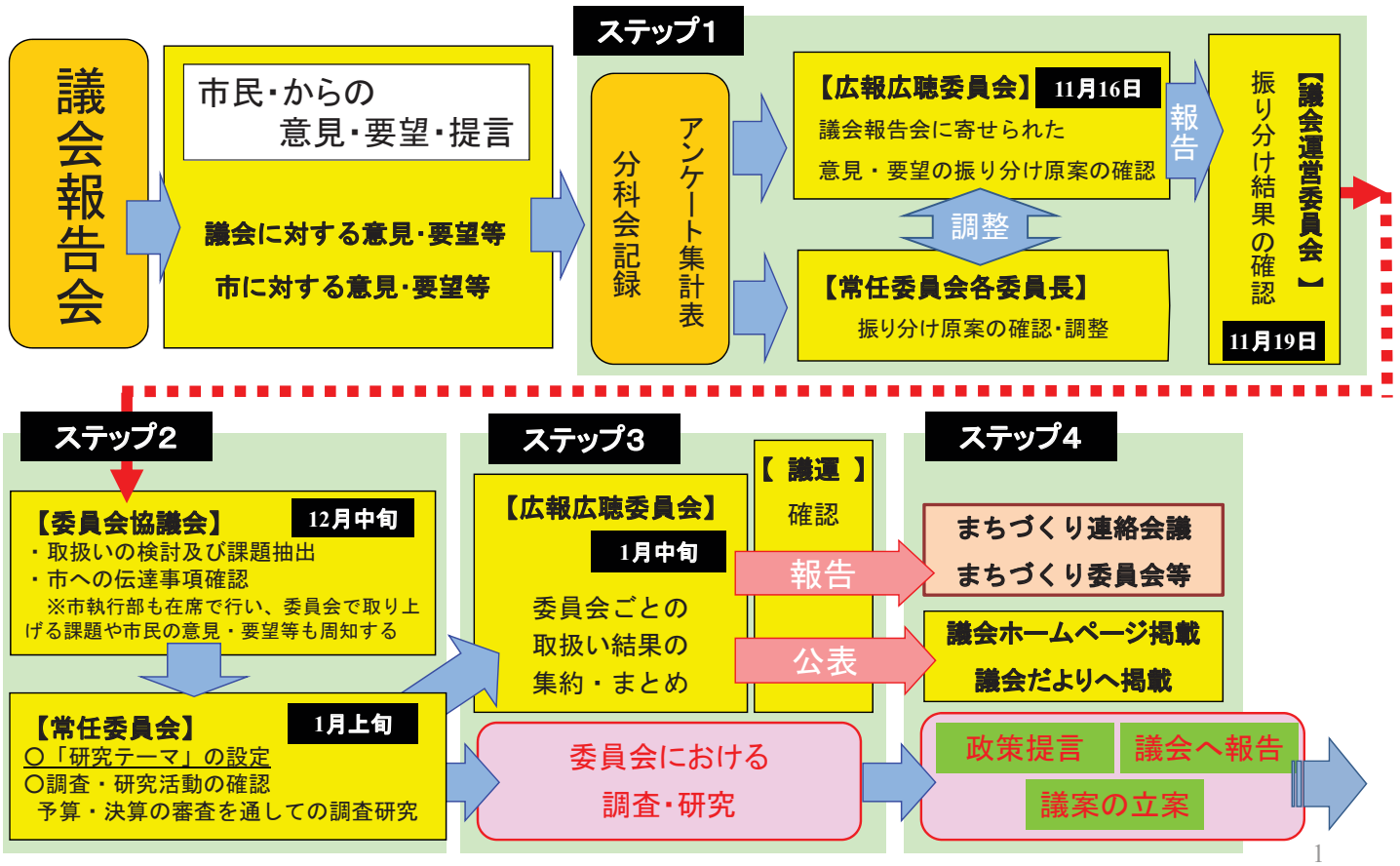


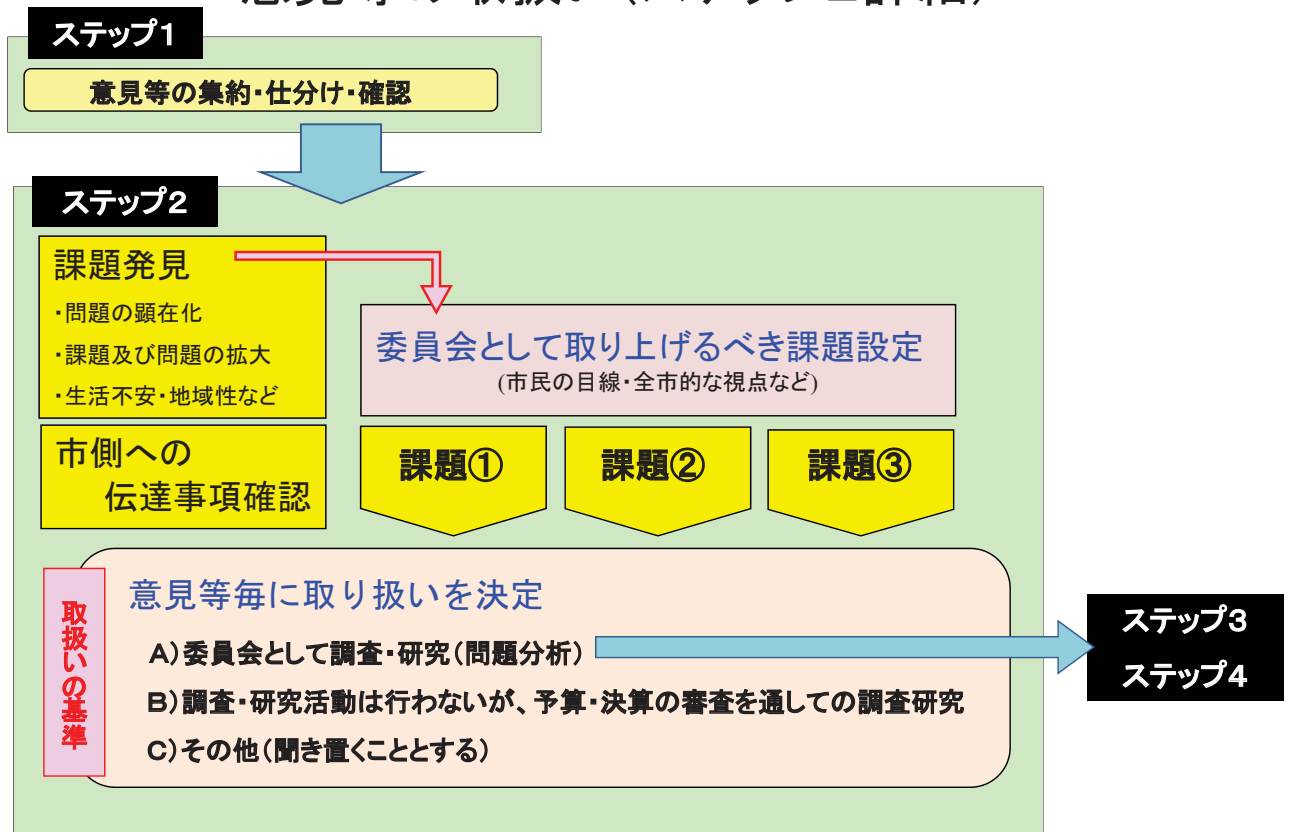
議会報告会における意見等の取扱い

資料8-3



1

意見等の取扱い(ステップ2詳細)



2

平成 29 年度議会報告会でいただいた ご意見等の取扱いについて

飯田市議会

1 議会報告会で取り上げたテーマ・事項

委員会 (分科会)	テーマ・事項
総務委員会 (第 1 分科会)	○あなたは、地域とどのように関わっていきますか ・女性が地域で活躍するためには ・消防団や公民館などの活動について [女性の活躍、公民館、消防団、住民組織]
社会文教委員会 (第 2 分科会)	○子育てに最適な地域とは [コミュニティスクール、児童クラブ、保育園、子育て、ワークライフバランス]
産業建設委員会 (第 3 分科会)	○10 年後のリニア時代を見据えて、飯田市への人の流れをつくるために I I D A ブランドをどう磨いていくか [地域の魅力、地域資源、産業振興、交流・移住]

2 意見・要望等の取扱いについて

(1) 議会報告会終了後の取組経過

- ① 議会報告会において、市民からいただいた意見等を集約
- ② 意見の内容により関係する委員会等に分け、それぞれに申し送る。
- ③ 昨年 12 月の定例会において、市民から出された意見等の取扱いについて、所管の委員会で協議し、議会に対するものと市に対するものに大きく仕分け。
- ④ 委員会では、市民から出された意見等から政策的な課題を抽出・設定。その課題に基づき、次の取扱い基準により協議の上、選定。
 - A 委員会として調査・研究を行うもの
 - B 調査研究は行わないが、予算・決算の審査対象とするもの
 - C その他 上記 A 及び B のいずれともしないもの

(2) 市民意見への対応

議会報告会の開催趣旨を実現するためには、議会として、いかに市民の意見に応え、政策に反映させていくかが重要と考えています。

市民から頂いた意見等に個別に対応しようとすると、頂いた意見を全て市へ伝達して終わってしまいかねません。そこで、関連する意見を総合的に検討して、政策的な課題の抽出・設定を行い、この課題に基づき情報収集及び調査・研究をした上で、“政策づくり”に取り組み、その経過と結果を市民に公表していくことで、議会報告会における市民意見・要望等に応じていくこととします。

(3) 今後の具体的な取組の方針**A 「委員会として調査・研究を行う」とした意見等の取扱い****① 「調査・研究」の実施**

- ・調査・研究を行うとした意見等を集約し、政策的な課題設定をするとともに、課題設定に基づき、市民からいただいた意見等に対して、「調査・研究」を行い、課題解決に向け政策立案化するなど、委員会としての責任を果たしていく。

② 調査・研究の方法

- ・当該委員会による現地調査
- ・当該委員会と関係団体等との懇談
- ・必要に応じ当該案件に係わる執行機関側からの説明
- ・その他当該案件に係るデータや資料収集など

③ 上記の方法により、委員会としての方向性や結論を導き出す。**④ 議会報告会等を通じ、当該委員会の取扱い結果と経過を市民に伝え、市民の意見等を政策的な課題として取り上げていることを説明する。****B 調査研究は行わないが、予算・決算の審査対象とした意見等の取扱い****① 予算及び決算の審査対象として組み入れていく必要がある意見等を集約****② 執行機関側から説明を受け、議会報告会で出された市民の意見等に基づき、委員会としての審査を行う****③ 委員会として課題の共有を行うために、当該案件に対し、議員間で討議を深める。****④ 議会報告会等を通じて、市民から出された意見等が議会の評価・監視に活かされていることを市民に伝えていく****(4) 市に対するものとした意見等の取扱い**

市に対する市民意見については、市民から頂戴した貴重な意見等であることから、市の執行機関へ申し送りを行い、今後の市政運営に活かしていくため、具体的に対応してもらうよう議会として要請します。

(5) その他

議会報告会は、まちづくり委員会の共催をいただき、年1回ブロック単位で開催しています。今後とも、各地区のまちづくり委員会等にご理解をいただく中で、共催をお願いするとともに、引き続き、市議会として広く市民に参加してもらえるように、まちづくり委員会以外の各種団体等や市民への周知方法を工夫してまいります。

また、飯田市自治基本条例に規定されている、「開かれた議会運営」と「議会への市民参加の推進」を果たすために、市民にわかりやすく、活発な意見交換ができる議会報告会を目指してまいります。